

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県太田市大原町78番地1
 氏名 株式会社群桐産業
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 山口 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

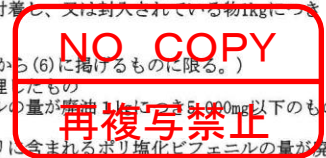
山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 平成31年1月30日
 許可の有効年月日 令和6年1月29日

1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。） ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。） ・感染性産業廃棄物 ・特定有害産業廃棄物 <p>イ 廃ポリ塩化ビフェニル等（次の(1)及び(2)に掲げるものに限る。）</p> <p>(1) 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの</p> <p>(2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物（次の(1)から(4)に掲げるものに限る。）</p> <p>(1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの</p> <p>(2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>ハ ポリ塩化ビフェニル処理物（次の(1)から(6)に掲げるものに限る。）</p> <p>(1) イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したものの</p> <p>(2) 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(5) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(6) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物1kgにつき5,000mg以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>その他詳細は裏面のとおりに。</p>
積替え保管の有無	無し



2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成21年 1月30日	新規許可
平成31年 1月30日	許可の更新
令和 2年 5月25日	変更届（代表者の変更）
令和 4年 8月29日	変更届（代表者の変更）

5 積替え許可の有無

有・**無**

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**

含有する有害物質名	廃棄物の種類						
	鉍さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	—	○	—	○	○
水銀又はその化合物	○	○	—	○	—	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
有機燐化合物	—	—	—	○	—	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	—	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
シアン化合物	—	—	—	○	—	○	○
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	○	—	○	○
シマジン	—	—	—	○	—	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	○	—	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
1, 4-ジオキサン	—	○	—	○	○	○	○
ダイオキシン類	—	○	○	○	—	○	○

(注) 表中の「○」は取り扱うことができるものを、「—」は取り扱うことができないものを示す。